岩倉市職員定員管理計画

（令和６年度～令和１０年度）

令和６年３月策定

岩　　倉　　市

目　次

１　計画策定の趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ１

２　定員管理計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ２

３　定員管理計画における職員について・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ３

（１）常時勤務する職員
（２）定年前再任用短時間勤務職員
（３）会計年度任用職員

４　職員数の推移等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ４

（１）職員数の推移
（２）部門別・職種別の職員数
（３）職員の年齢構成

５　定員管理計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ７

（１）計画的な職員採用
（２）政策的な職員採用
（３）定員管理計画の計画期間等について

【別添】　職員数の推移（令和６年度～令和２０年度）

１　計画策定の趣旨

本市の組織は、自治基本条例において「分かりやすく、機能的かつ効率的でなければならない」としており、社会情勢の変化に柔軟に対応するよう改めるものとしていることから、令和６年４月１日に部課等の事務分掌の組み換えや職員数を考慮しながら、組織・機構の見直しを図ります。

また、職員定数の概念は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第 63 号）が令和５年４月１日に施行され、職員の定年年齢が段階的に 65 歳へ引き上げられ、常時勤務する職員として定数に含まれることとなりました。本市では、その影響を鑑み、定年年齢が段階的に引き上げられる間も、一定数、職員採用を行う必要があることから、法施行に合わせ「岩倉市職員定数条例（以下「定数条例」という。)」に規定する職員定数を 419 名に改めています。

今後の職員採用の方針は、定年引き上げによる移行期間として令和６年度から令和 20 年度の 15 年間に「計画的な職員採用」を行うものとし、この間に退職する職員と同数の職員を平準化して毎年採用し、職員の年齢構成の均一化を図る必要があります。

次に、岩倉市組織・機構検討結果報告書（令和５年７月）では、国のデジタル庁及びこども家庭庁の創設などに伴う国に合わせた施策・事業への対応等も求められることから「政策的な職員採用」として、必要に応じた専門職等の採用により、定数 419 名を上回る場合には、定数条例の定数の見直しも想定するものとします。

なお、岩倉市職員定員管理計画（令和６年度～令和 10 年度）は、地方自治法第２条の規定による「行政の運営にあたっては、常に最少の経費で最大の効果を挙げ、組織及び運営の合理化に努めなければならない」ことを基本とし、策定するものです。

２　定員管理計画の位置づけ

(1) 地方自治法

第 172 条③　第１項の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。

【逐条解説】この趣旨は、あらかじめ条例によって職員の総数を制限するものであって、定数条例における定数と予算上の定数は本来一致すべきであるが、条例の範囲内において職員の任免が行われていれば差し支えない。

(2) 岩倉市職員定数条例

第２条　職員の定数は、次のとおりとする。ただし、選挙管理委員会、農業委員会及び公平委員会の事務部局の職員は、市長の事務部局の職員においてこれを兼ねることができるものとする。

区分	区分	R6.4.1 現在 （　）は兼務
(1)	市長の事務部局	３１０人
(2)	議会の事務部局	６人
(3)	選挙管理委員会の事務部局	（７人）
(4)	監査委員の事務部局	３人
(5)	農業委員会の事務部局	（５人）
(6)	教育委員会の事務部局	２０人
(7)	教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関の事務部局	１０人
(8)	公営企業の事務部局	１０人
(9)	公平委員会の事務部局	（３人）
(10)	消防機関	６０人
合計（兼務を除く。）		４１９人

※ただし、休職及び育児休業をしている職員、公益的法人等へ派遣されている職員は、定数に含まない。

３　定員管理計画における職員について

(1) 常時勤務する職員

定員管理計画における常時勤務する職員とは、岩倉市職員の給与に関する条例第１条に規定する「一般職に属する職員」とする。

○職員の定年年齢について

職員の定年年齢は、令和５年４月から２年に１歳ずつ段階的に引き上げるものとしており、令和 13 年４月に 65 歳となる。

定年年齢が引き上げとなる職員は、定員管理計画の定数に含めるものとする。

令和５～ ６年度	令和７～ ８年度	令和９～ 10 年度	令和 11～ 12 年度	令和 13 年度 ～
61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

○役職定年制と役割について

60 歳に達した管理監督職員は、統括主査へ降任となるが、組織の新陳代謝を確保する観点から、グループ長ではない役割や業務を担うものとする。

なお、統括主査、主査、主任の職員は、同じ役職のまま業務を担うものとする。

(2) 定年前再任用短時間勤務職員（令和５年度末以降の退職者）

勤務形態は、短時間勤務（週 15 時間 30 分から 31 時間までの範囲内）であることから、定員管理計画の職員数には含めない。

(3) 会計年度任用職員

会計年度任用職員は、定員管理計画の職員数に含めないものの、近年、週 35 時間勤務の導入や給与体系の見直しが行われていることを考慮すると、常時勤務する職員との均衡を図る必要がある。

４　職員数の推移や分析について

(1) 職員数の推移

行政改革大綱及び集中改革プランにおける取組の結果、平成 11 年４月１日の 479 人から平成 23 年４月１日には 369 人と大幅に減少しました。その後、昨今の保育需要、消防力の強化、育児休業職員の増加への対応等により、令和５年４月１日現在の職員数は 399 人となっています。

図１　職員数の推移

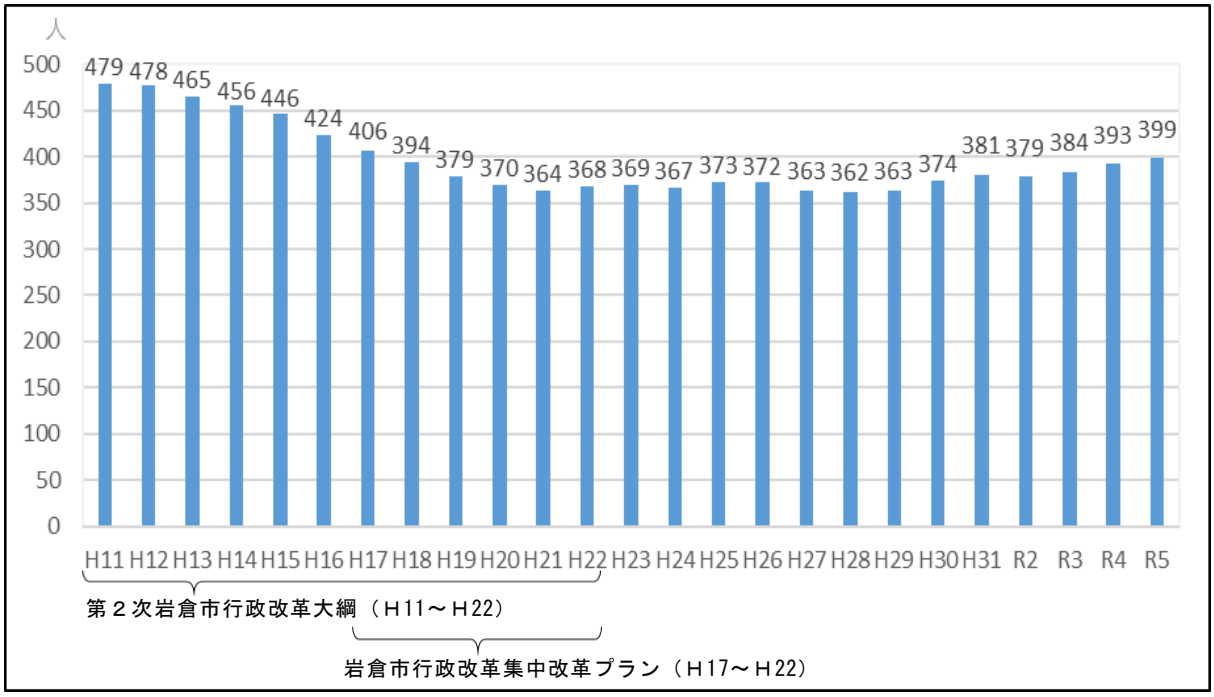

(2) 部門別・職種別の職員数

部門別・職種別の職員数は、平成 11 年４月と平成 31 年４月、直近の令和５年４月を比較したものです。

表２　部門別職員数の推移　（単位：人）

	H11.4.1(a)	H31.4.1(b)	R5.4.1(c)	比較c-a(d)
議　　会	6	4	4	▲ 2
総　　務	60	62	61	1
税　　務	21	19	18	▲ 3
民　　生	161	125	132	▲ 29
衛　　生	50	35	40	▲ 10
労　　働	1	0	0	▲ 1
農林水産	10	5	6	▲ 4
商　　工	4	4	5	1
土　　木	34	25	25	▲ 9
一般行政計	347	279	291	▲ 56
教　　育	58	22	24	▲ 34
消　　防	45	55	57	12
普通会計計	103	77	81	▲ 22
水　　道	17	7	7	▲ 10
下 水 道	5	6	6	1
そ の 他	7	12	14	7
公営企業等	29	25	27	▲ 2
合　　計	479	381	399	▲ 80

表３　職種別職員数の推移　（単位：人）

	H11.4.1(a)	H31.4.1(b)	R5.4.1(c)	比較c-a(d)
事務職・技術職	238	213	221	▲ 17
保育職	92	61	64	▲ 28
児童厚生員	16	10	10	▲ 6
保健師・看護師・作業療法士・歯科衛生士・栄養士	20	20	24	4
消防職	43	54	57	14
技能労務職	70	23	23	▲ 47
一般行政計	479	381	399	▲ 80

（３）職員の年齢構成

令和５年４月１日現在の職員の年齢構成は、団塊の世代の職員が退職した際、多くの職員を採用した影響により、30 歳以上から 40 歳未満の職員が約 40%を占めている状況となっています。

年齢	男	女	計	割合
20歳以上25歳未満	10	21	31	7.8%
25歳以上30歳未満	19	17	36	9.0%
30歳以上35歳未満	54	30	84	21.1%
35歳以上40歳未満	42	33	75	18.8%
40歳以上45歳未満	36	15	51	12.8%
45歳以上50歳未満	28	27	55	13.8%
50歳以上55歳未満	28	16	44	11.0%
55歳以上60歳未満	12	11	23	5.8%
計	229	170	399	100.0%

５　定員管理計画について

(1) 計画的な職員採用

定年年齢の引き上げにより、60 歳以降も引き続き、常時勤務する職員は職員定数に含まれることから、定数条例の職員定数を令和５年４月１日に 419 名と改めています。

この職員数は、制度完成までの間、定年退職者がいない年度が生じるものの、本市の年齢構成を均一化する取組が必要であることから、令和６年度から令和 20 年度までの 15 年間という中・長期的な視点で、この期間を「計画的な職員採用」と位置づけます。

15 年間に退職する職員 67 名と同数の職員数として毎年４～５名を採用した場合、令和 16 年度に 419 名になると見込み算出しています。

※別添、職員数の推移（令和 6 年度～令和 20 年度）参照

(2) 政策的な職員採用

岩倉市組織・機構検討結果報告書（令和５年７月）では、次のとおり今後の課題が挙げられています。

○国のデジタル庁及びこども家庭庁の創設などに伴う国に合わせた施策・事業への対応

○脱炭素型社会の実現に向けた取組の強化や将来を見据えたまちづくりの推進など市の重要施策に関すること

○職員の働き方改革への対応

上記、課題への対応として、必要に応じた専門職等の採用を行う必要があることから、計画的な職員採用の 419 名とは別に、「政策的な職員採用」の要因として職員数を加える必要があります。

その場合、定数条例の職員定数の見直しが必要となりますが、令和６年４月１日から施行する定数条例の改正においては、「休職及び育児休業をしている職員、公益的法人等へ派遣されている職員（以下、「休職者等」という。）は、定数に含まない。」としたことから、各年４月１日の職員数を把握するなど職員数の適切な管理が必要となります。

(3) 定員管理計画の計画期間等について

○計画期間は、令和６年度から令和 10 年度の５年間とする。

○職員数は 419 名（休職者等を含む）を超えないものとする。
　ただし、政策的な職員採用が必要となった場合などは、随時、職員数の増減ができるものとする。

○毎年度、職員採用計画を策定し、各部局の定数管理を適切に行うものとする。

○定員管理計画の見直しを行う際は、10 年、15 年先の中・長期の期間における職員の採用・退職を見据え、職員の年齢構成の均一化を図るものとする。

○岩倉市定員管理計画を策定した場合は、市ホームページで公表するものとする。